

第2節 風水害事前対策

逗子市内に発生した災害の中で風水害の占める位置は極めて高い。河川のはんらんによる洪水だけでなく、最近は土地利用形態の変化等人為的条件からくる常水的内水はんらんの現象も起きている。水災に関しても依然消防の任務であり、気象情報その他により水災が予想されるときは、警戒に当たるものとする。

1 災害危険地域

(1) 災害危険地域の設定

災害危険地域の設定は、その地域の居住者が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対して予防措置を講ずる等、常に防災に関して意を用いさせるため、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、この地域について優先的な配慮をし、救助対策を立てるため行うものとする。

ア 危険地域の調査

危険地域を選定する場合は、あらかじめ次に定める事項を調査する。

- (ア) 洪水、滞水による危険地域については、その地域の地形、河川の流量、堤防の強弱、池の貯水量及び流入水の障壁となる道路数の状況
- (イ) 高潮による危険地域について、その地域の地形、防波堤の有無及び状態、潮位の推定並びに流入水の障壁となる物等の状況
- (ウ) がけ崩れによる危険地域については、がけの地質こう配、飽和雨量、立木の状態、排水施設の状態、擁壁の状態及びがけ崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響
- (エ) 宅地開発地域については、工事の進捗状況、地質こう配、排水施設の状態、擁壁の状態及びがけ崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響

イ 危険地域の設定

消防長は、危険地域の調査を行い、危険地域を設定するものとする。

ウ 関係機関への通知

危険地域の設定又は危険地域の設定に修正をした場合、消防長は市、警察署、その他の状況に応じて必要と認める機関へ通知するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域は別に定める。

2 訓練

風水害時の応急活動を円滑に実施するための訓練は、第5章の「教育訓練計画」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 訓練項目

ア 基本訓練

- (ア) 水防工法用資機材取扱訓練
- (イ) ボート取扱訓練
- (ウ) 動員訓練
- (エ) 情報受伝達訓練
- (オ) その他必要な基本訓練

イ 現場訓練

- (ア) 救出救護訓練
- (イ) 水防工法訓練

- (ウ) ボート救助訓練
- (エ) その他必要な現場訓練

ウ 総合訓練

- (ア) 水害対策総合訓練
- (イ) その他必要な総合訓練

(2) 訓練実施時期

梅雨時期、台風時期に備えて毎年4月から9月までに実施するものとする。

3 防災指導

風水害による被害の軽減を図るため、地域住民に対し防災意識の浸透に努めるとともに、非常時の応急活動に必要な次の項目について防災指導を実施するものとする。

- (1) 災害の発生態様
- (2) 予想される災害の程度
- (3) 日常の心得、対策
- (4) 気象情報に対する注意と危険性の判断
- (5) 避難の勧告、又は指示があった場合の処置
- (6) 避難時の携行品及び避難途上の注意事項
- (7) 水害時の応急処置要領
- (8) その他必要な事項

4 協力体制の整備

消防長は、風水害の応急活動を円滑に実施するため、事前に防災関係機関と協議を行い、協力体制の整備を図るものとする。

(1) 事前協議対象機関

- ア 警察署
- イ 県土木事務所
- ウ 市防災関係機関
- エ その他必要な機関

(2) 協議事項

ア 情報交換について

- (ア) 相互に交換する情報内容
- (イ) 相互連絡先
- (ウ) その他

イ 応急体制について

- (ア) 出場人員
- (イ) 出場時に持参する資機材
- (ウ) その他

ウ 現場活動について

- (ア) 相互任務分担
- (イ) その他

5 資機材の整備及び管理

警備課長は、風水害対策用資機材の整備及び管理を次により行うものとする。

(1) 資機材の整備

風水害時の応急活動を迅速的確に実施するため、風水害対策用資機材の整備をするものとする。

- ア スコップ
- イ ツルハシ
- ウ かけや
- エ 水防用ロープ
- オ 土のう及び土のう袋
- カ 丸太及びパイル杭
- キ 排水ポンプ
- ク ボート
- ケ その他必要な資機材及び車両

(2) 維持管理

警備課長は、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう、定期的な点検整備及び使用後の点検手入れを行い、維持管理に万全を図るものとする。